

令和3年度 高知市省エネルギー機器導入事業費補助金

募集要領

1 事業の目的

市域で排出される温室効果ガスの約半分は、製造業・建設業等の産業部門、事務所や店舗等の業務その他部門が占めていることから、市域の温室効果ガスを削減するために市内の事業所の省エネルギー化を支援するもの

2 補助対象となる事業

事業を継続して3年以上行っている事業者が、自己の所有する高知市内の事業所において、自己が所有し過去1年間以上継続して使用する既設機器の入替えを行う際に、省エネルギー効果の高いLED照明器具やエアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫を導入する事業。

自己の所有する高知市内の事業所とは、自己の所有する既設の機器の入替えを行う事業所建物について、建物の不動産登記事項証明書又は固定資産税課税台帳の写しの所有者欄に補助対象者を含む記載がされていること。（賃貸物件は対象外）

3 補助対象者

「高知市省エネルギー機器導入事業費補助金交付要綱」第2条すべてに該当する事業者を補助対象者とします。

- (1) 市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であり、過去3年間以上継続して操業する会社又は個人事業主であること。
- (2) 市内の本店又は主たる事務所とは、事務所の所在地を高知市内に登記（会社）又は開業の届出（個人）をしていること。
- (3) 会社の場合は、高知市内に登記があり、商業登記の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を提出できること。
- (4) 個人事業主の場合は、青色申告者であり、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写しを提出できること。
- (5) 補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、補助対象機器を継続的に維持運用できること。
- (6) 補助対象機器について、別途国等の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 市長の指定する省エネルギーに関する講習会を受講する者であること。

4 募集・選定について

(1) 受付方法

【受付期間】 令和3年5月6日（木）から令和3年5月25日（火）まで（土日を除く。）

【受付時間】 平日8:30から12:00まで、13:00から17:15まで

【提出先】 高知市役所本庁舎5階 窓口番号514 新エネルギー・環境政策課（窓口受付のみ、郵送不可）

(2) 申請単位

申請は、事業者単位とする。

(3) 選定方法

① 受付期間内に申請額合計が予算額に達しない場合

速やかに交付決定事務を行う。その後、当該年度内において予算残額の範囲内まで、第二次募集の

申請を受け付ける。詳細については、高知市新エネルギー・環境政策課 HP に順次掲載する。

②受付期間内に申請額合計が予算額を上回った場合

抽選により選定し、交付決定事務を行う。

【抽選会】令和3年5月27日（木）13:30 から

【会場】本庁5階 526 環境部会議室

なお、抽選結果については、高知市新エネルギー・環境政策課 HP に掲載するほか、後日通知（補助金交付決定通知書又は補助金交付却下通知書）を発送する。

※令和3年度当初予算額は 2,500,000 円。

(4)交付決定回数

1 事業者に対する補助金の交付決定は、同一年度に1回限りとする。

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費は補助対象機器代金のみとする。ただし、市内事業者から調達するものに限る。

（リースやレンタル等所有権を持たない調達方法を除く。）

(2) 機器等の設置に伴う配線・配管や、据付費、工事費、設計費、消費税、その他諸経費は含まない。

(3) 導入する各補助対象機器について、**3者以上の市内事業者から取得した見積書における補助対象機器ごとの最低単価から算出した合計額を補助対象経費とする。**

(4) 機器代金が、値引き等で更に下回る場合は、値引き後の金額とする。

(5) 補助対象経費（対象機器購入費の合計）が200,000円以上の事業に限る。

6 補助対象機器

以下の表に定める機器とする。（高知市省エネルギー機器導入事業費補助金交付要綱「別表」）

補助対象機器	
種別	要件
1 LED照明器具	交付申請時において、(※1)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により閣議の決定を受けた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する判断の基準を満たす機器であること。
2 エアコンディショナー	交付申請時において、(※2)エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号）に規定する判断の基準を達成する機器であること。
3 電気冷蔵庫	交付申請時において、(※3)電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号）に規定する判断の基準を達成する機器であること。
4 電気冷凍庫	交付申請時において、(※4)電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第35号）に規定する判断の基準を達成する機器であること。

(※1)「グリーン購入法」 (※2~4)「トップランナー制度」

7 補助率及び補助金上限額

補助率は、補助対象経費の1/3以内とする。（1,000円未満の端数切り捨て）

1事業者当たりの補助金上限額は500,000円とする。

8 申請に必要な書類

「高知市省エネルギー機器導入事業費補助金交付要綱」に定める様式により、必ず補助対象機器の購入・設置前（発注前）に申請すること。（「要綱」「様式」は高知市新エネルギー・環境政策課 HP に掲載）

(1) 交付申請

No.	提出書類の名称	会社	個人	備考
1	補助金交付申請書【様式第1号】	○	○	完了予定日は、(2)実績報告の No.2~6 の書類すべてがそろった日とする。
2	事業計画書【別紙1】	○	○	4は、型番ごとに記載のこと。
3	商業登記の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	○		事業を継続して3年以上行っている中小企業者であることがわかるもの。 (発行日から3ヶ月以内)
4	税申告資料控え等（写し可）	○		資本金の額又は出資の総額が中小企業基本法第2条第1項に該当しない場合に提出。 (常時雇用する従業員数がわかるもの)
5	青色申告決算書（写し可）		○	直近申告分。
6	個人事業の開業・廃業等届出書の控え（写し可）		○	事業を継続して3年以上行っている個人事業主であることがわかるもの。
7	次のうちいずれか ① 建物の不動産登記事項証明書 ② 建物の固定資産税課税台帳の写し (所有者欄に補助対象者を含む記載がされていること)	○	○	賃貸物件は対象外。 自己の所有する市内の事業所で、自己が所有し過去1年間以上継続して使用する既設機器の入替えを行う事業が対象。 (発行日から3ヶ月以内)
8	市町村税に係る納税証明書 (市税等の滞納がないことの証明書)	○	○	高知市資産税課税務証明係（本庁舎2階）で発行。税目「市県民税」の令和2年度課税の有無欄が「無」の場合は、その理由書（非課税・賦課地が市外・特徴者無し等）を添付すること。（任意様式） (発行日から3ヶ月以内)
9	都道府県税に係る納税証明書 (滞納がないことの証明書)	○	○	所在地の担当区域の県税事務所窓口で発行。 (発行日から3ヶ月以内)
10	国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書） 【会社】法人税、消費税及び地方消費税、その他（源泉所得税及び復興特別所得税） 【個人】申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、その他（源泉所得税）	○	○	管轄の税務署で発行。 ・証明書の種類：その3 ・税目：その他のカッコ欄に左記の税目を記載し請求すること。 ※記入例参照 (発行日から3ヶ月以内)

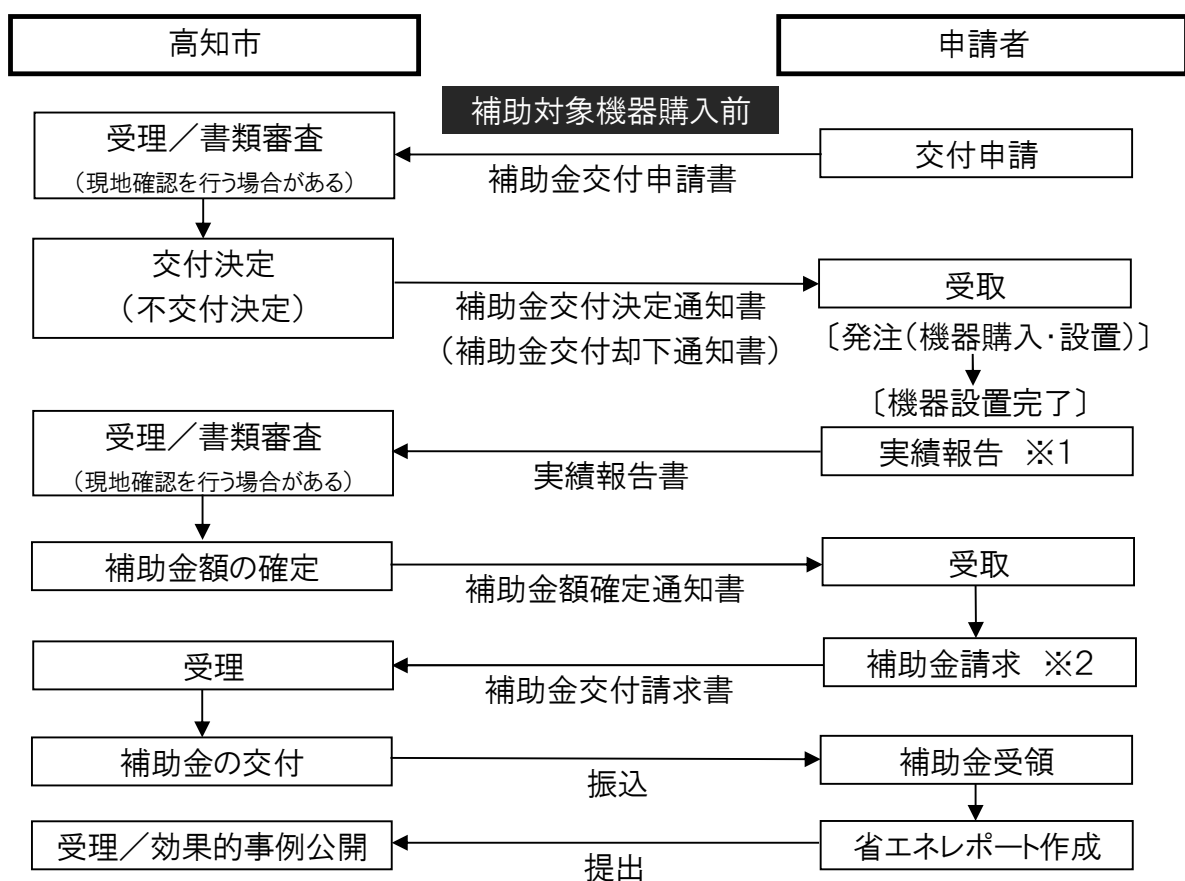
No.	提出書類の名称	会 社	個 人	備 考
11	社会保険料納入確認（申請）書【別紙4】 （直近1年間に未納がないことの証明） 【対象者】会社及び国保以外の個人事業主	○	○	年金事務所又は加入する健康保険組合等で発行。 ※国保加入の個人事業主の場合は、3頁No.8の「市税等の滞納がないことの証明書」に記載されるため不要。 （発行日から3ヶ月以内）
12	建物の場所を示す位置図（住宅地図等）	○	○	対象建物の位置がわかること。
13	補助対象機器の設置場所の配置図	○	○	別紙1 事業計画書「4補助対象(予定)機器の概要等」に型番別に記載した「機器の種別」の一連No.を、配置図とカラー写真に表示し、突合できるようにすること。同一型番が複数ある場合は一連No.に枝番を付けること。
14	工事着工前の現況を確認できるカラー写真	○	○	
15	補助対象機器の調達に係る見積書 ※機器代金が値引きされた場合は、機器ごとの値引き後の単価が分かるようにすること。	○	○	機器・同一型番ごとの単価を明記した、3者以上の市内事業者の見積書を取ること。 ※市内業者からの購入に限る。
16	グリーン購入法、トップランナー基準の規定を満たすことがわかるもの （補助対象機器のカタログ（申請日から遡って1年以内のもの）の表紙及び該当頁（写し可）又はこれに代わるもの）	○	○	・LED照明器具は、「グリーン購入法」判断基準を満たす省エネ製品の明示があるもの。 ・エアコンディショナー・電気冷蔵庫・電気冷凍庫は、現行「トップランナー基準」を達成する省エネ製品の明示があるもの。
17	宣誓書【別紙2】	○	○	他に国等による同様の補助金の交付を受けていないことを宣誓するもの。
18	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書【別紙3】	○	○	裏面に注意事項あり。
19	その他市長が特に必要と認める書類	○	○	

(2)実績報告

No.	提出書類の名称	備 考
1	実績報告書【様式第6号】	押印は、交付申請書と同じ印鑑を使用すること。 ・事業着手年月日：発注日もしくは契約日 ・事業完了年月日：No.2～6 すべてがそろう日
2	発注書（写し可）又はこれに代わるもの	型番、金額の内訳がわかるもの

No.	提出書類の名称	備考
3	領収書又は請求書（写し可）	型番，金額の内訳がわかるもの
4	補助対象機器の設置状況を確認できるカラー写真（設置した機器の型式がわかるカラー写真を添付）	別紙1 事業計画書「4補助対象(予定)機器の概要等」に型番別に記載した「機器の種別」の一連No.を配置図とカラー写真に表示し，突合できるようにすること。同一型式が複数ある場合は一連No.に枝番を付けること。
5	産業廃棄物管理票（マニフェスト），特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）又は引取証明（写し可）	引取証明は，施工業者によるものとする。
6	その他市長が必要と認める書類	

9 申請の流れ（フロー図）



※1

- 実績報告は，補助事業の完了後1か月以内又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに，実績報告書に関係書類を添えて報告すること。
- 実績報告書の提出後に審査を行い，補助金額を確定する。
- 実績報告書に記載する事業完了年月日が，交付申請時の事業完了予定日を超える場合は，変更申請手続きが必要。

※2

補助金の請求は，補助金額確定後に補助金交付請求書【様式第8号】を提出する。

10 事業所内での省エネの取組について

既設機器の入替え以外に事業所内で省エネ活動に取組み、省エネレポートに具体的な取組内容を記載すること。

11 省エネレポート

既設機器の入替えを行った事業者は、補助対象機器導入の効果について、入替え前1年間と入替え後1年間の電気使用料及び電気料金の実績を「省エネレポート」（様式第11号）により報告すること。

12 賛同書の提出について

申請にあたり、地球温暖化防止のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の賛同書を提出すること。

13 講習会の受講について

市長の指定する省エネルギーに関する講習会を受講すること。

14 財産処分時の注意事項について

この補助事業により取得した財産は、法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業者が使用することとする。なお、財産処分に該当する場合は、要綱第16条に基づき、必ず事前に承認を受けること。

《申請先・お問い合わせ先》

高知市 環境部 新エネルギー・環境政策課

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 本庁舎5階 窓口番号 514

TEL:088-823-9209 FAX:088-823-9553 Eメール:kc-180500@city.kochi.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/186/>